議案第 18 号　　北海道病院事業職員定数条例案

北海道病院事業職員定数条例

（定義）

第１条　この条例において「職員」とは、道立病院局に常時勤務する職員のうち次に掲げる職員以外のものをいう。

⑴　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第２項の規定により臨時的に任用された職員

⑵　地方公務員法第26条の６第７項の規定により臨時的に任用された職員

⑶　地方公務員法第28条第２項又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第１条の２の規定により休職された職員

⑷　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第６条第１項ただし書の規定により労働組合の役員として専ら従事することを許可された職員

⑸　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第１項の規定により派遣された職員

⑹　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第２条第１項の規定により育児休業の承認を受けた職員

⑺　地方公務員の育児休業等に関する法律第６条第１項の規定により臨時的に任用された職員

⑻　外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第２条第１項の規定により派遣された職員

⑼　公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第２条第１項の規定により派遣された職員

（職員の定数）

第２条　職員の定数は、962人とする。

（職員の定数の配分）

第３条　前条に定める職員の定数の道立病院局内の配分は、管理者が定める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

道の経営する病院事業に従事する職員の定数を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 19 号　　北海道病院事業管理者の給与等に関する条例案

北海道病院事業管理者の給与等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、北海道病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与その他の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

（給料）

第２条　管理者の給料月額は、94万円とする。

（補則）

第３条　この条例に定めるもののほか、管理者の給与その他の給付に関しては、北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第９号）第１条に規定する知事等の給与その他の給付の例による。

附　則

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

２　管理者の給料月額は、この条例の施行の日から平成30年３月31日までの間に限り、第２条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

説　　明

病院事業管理者の給与その他の給付に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 20 号　　北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例案

北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第４項の規定に基づき、北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）第１条に規定する病院事業に従事する職員（以下「病院事業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

（給与の種類）

第２条　病院事業職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

２　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

３　手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

（給与の基準）

第３条　病院事業職員の給与の基準は、次条に定めるもののほか、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）、北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の規定の例による。

（給与の減額等）

第４条　病院事業職員が勤務しないときは、北海道職員の給与に関する条例第13条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に相当する日又は北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第３号）第９条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間に相当する時間の場合、同条例第12条に規定する年次有給休暇又は特別休暇に相当する休暇の場合その他その

勤務しないことにつき特に承認があった場合（企業管理規程で定める場合を除く。）を除くほか、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　前項に定めるもののほか、病院事業職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の５第１項に規定する自己啓発等休業その他の企業管理規程で定める事由により勤務しないときは、その勤務しない期間に係る給与を支給しない。ただし、企業管理規程で定める場合における期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

（企業管理規程への委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

道の経営する病院事業に従事する職員の給与の種類及び基準を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 21 号　　北海道新エネルギー導入加速化基金条例案

北海道新エネルギー導入加速化基金条例

（設置）

第１条　エネルギーの地産地消の取組への支援等を通じて、北海道における新エネルギー（北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例第108号）第２条第２号に規定する新エネルギーをいう。）の導入等の加速化を図るため、北海道新エネルギー導入加速化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第２条　基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第３条　基金は、第１条に規定する目的を達成するための事業に要する経費に充てるために使用することができる。

２　前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第６条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

エネルギーの地産地消の取組への支援等を通じて、北海道における新エネルギーの導入等の加速化を図るための基金として、北海道新エネルギー導入加速化基金を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 22 号　北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第１条中「(第18条第６項において「県費負担教職員」という。)」を削る。

第18条第６項を削る。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　明

市町村立学校職員給与負担法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 23 号　　北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成29年３月31日」を「平成32年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

北海道職員の特殊勤務手当について、医学研究調査手当に係る特例措置を延長することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 24 号　　北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号ア中「7,679人」を「7,643人」に改め、同号イ中「1,382人」を「1,359人」に改め、同条第９号ア中「3,518人」を「3,611人」に改め、同号イ中「1,300人」を「1,298人」に改め、同条第11号ア中「３万607人」を「２万2,636人」に改め、同号イ中「1,788人」を「1,391人」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 25 号　　北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２項」の次に「、第３項」を加える。

第６条の次に次の１条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第６条の２　法第26条の６第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第４条第１号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

国家公務員の配偶者同行休業について期間の再度の延長ができる特別の事情が定められたことに鑑み、北海道職員等の配偶者同行休業についてもこれに準ずる措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 26 号　　北海道税条例等の一部を改正する条例案

北海道税条例等の一部を改正する条例

（北海道税条例の一部改正）

第１条　北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第65条の２第３項中「納税義務者」を「納税者」に、「次条」を「第66条」に、「はり」を「貼り」に改め、同条第５項中「はった」を「貼った」に改める。

附則第５条の４の２第１項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、同条第４項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第８条の４第１項中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同項第１号中「平成15年３月31日」を「平成16年３月31日」に、「もの」を「もの　新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第２号中「平成17年３月31日」を「平成18年３月31日」に、「もの」を「もの　新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同条第３項中「平成26年４月１日から平成27年３月31日まで」を「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」に、「にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同項第４号中「以下この号」を「次項」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120」を「に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上」を削り、同条第４項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120」に、「平成26年４月１日から平成27年３月31日まで」を「平成28年４月１

日から平成29年３月31日まで」に、「にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附則第12条の５第１項中「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、同条第３項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

第２条　北海道税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第７節　自動車取得税
第７節の２　軽油引取税」を「第７節　軽油引取税」に改める。

第３条第１項中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号から第11号までを１号ずつ繰り上げる。

第５条第１項中「自動車取得税、軽油引取税」を「軽油引取税、自動車税の環境性能割」に改める。

第８条第１項中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号から第12号までを１号ずつ繰り上げる。

第33条中「100分の3.2」を「100分の１」に改める。

第２章第７節の節名を削る。

第47条から第60条までを次のように改める。

第47条から第60条まで　削除

第２章第７節の２を同章第７節とする。

第61条の11第９項中「情報通信技術利用条例」を「北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第４号。次条、第63条の12第３項及び第67条の４第３項において「情報通信技術利用条例」という。）」に改める。

第62条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

第62条　自動車税は、自動車（法第145条第３号に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

２　前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車

製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第５項に規定する運行をいう。次条第３項及び第４項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令で定めるものを含まないものとする。

３　自動車の所有者が法第148条第１項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第１項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第62条の次に次の１条を加える。

（自動車税のみなす課税）

第62条の２　自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する自動車の取得者（以下この条、第63条の６第２項及び第63条の10第２項において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

３　販売業者等（法第147条第３項に規定する販売業者等をいう。以下この項において同じ。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第７条第１項に規定する新規登録（以下この項、第63条の６第１項第１号及び第65条の２から第66条までにおいて「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

４　法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第63条中第１項を削り、第２項を第１項とし、同条第３項中第４号を第５号

とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　前項（環境性能割に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする者にあっては、自動車の取得価額

第63条第３項を同条第２項とし、同条に次の１項を加える。

３　商品として所有している自動車（道路運送車両法第４条の登録を受けていないものに限る。）に対しては、種別割を課さない。

第63条の次に次の12条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第63条の２　環境性能割の課税標準は、通常の取得価額（法第156条に規定する通常の取得価額をいう。第63条の４において同じ。）とする。

（環境性能割の税率）

第63条の３　次に掲げる自動車（法第149条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。次項及び第３項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の１とする。

⑴　次に掲げるガソリン自動車（法第149条第１項第４号に規定するガソリン自動車をいう。次項第１号において同じ。）

ア　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

㋐　平成17年ガソリン軽中量車基準（法第149条第１項第４号イ⑴に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第１号において同じ。）に適合すること。

㋑　窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

㋒　エネルギー消費効率（法第145条第４号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）が平成32年度基準エネルギー消費効率（法第149条第１項第４号イ⑶に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいう。）以上であること。

イ　車両総重量（道路運送車両法第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

㋐　平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

㈠　窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

㈡　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第１項第４号ロ⑶に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ　車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

㈠　平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

㈡　窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

㈢　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ　車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

㈠　平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

㈡　窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

㈢　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

⑵　次に掲げる軽油自動車（法第149条第１項第５号に規定する軽油自動車をいう。次項第２号において同じ。）

ア　車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

㈠　平成21年軽油軽中量車基準（法第149条第１項第５号イに規定する平成21年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第２号において同じ。）に適合すること。

㈡　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の９を超えないこと。

㈢　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分

の105を乗じて得た数値以上であること。

イ　車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア)　平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ)　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ　車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア)　平成28年軽油重量車基準（法第149条第1項第5号ニ(1)に規定する平成28年軽油重量車基準をいう。次項第2号ウ(ア)において同じ。）に適合すること。

(イ)　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ　車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア)　平成21年軽油重量車基準（法第149条第1項第5号ホ(1)に規定する平成21年軽油重量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合すること。

(イ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ)　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ　車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア)　平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ)　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2　次に掲げる自動車（前項（第4項において準用する場合を含む。）及び法第149条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

⑴　次に掲げるガソリン自動車

ア　乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

㋐　平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

㋑　窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

㋒　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ　車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

㋐　平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

㋑　窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。

㋒　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ　車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

㋐　平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

㋑　窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないこと。

㋒　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

⑵　次に掲げる軽油自動車

ア　車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

㋐　平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

㋑　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の９を超えないこと。

㋒　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ　車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア)　平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ)　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ　車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア)　平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ)　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ　車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア)　平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の９を超えないこと。

(ウ)　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ　車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア)　平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ)　エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3　前２項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）及び法第149条第１項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の３とする。

4　第１項（第１号ア及びイに係る部分に限る。）及び第２項（第１号アに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第２項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み

替えるものとする。

第１項第１号ア(ウ)	平成32年度基準エネルギー消費効率（法第149条第１項第４号イ(3)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいう。）	法第149条第２項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第１号ア(ウ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第１項第１号イ(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第１項第４号ロ(3)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第２項第１号ア(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

（環境性能割の免税点）

第63条の４　通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第63条の５　環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第63条の６　環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

⑴　新規登録を受ける自動車　当該新規登録の時

⑵　道路運送車両法第13条第１項の規定による移転登録（以下この号及び第66条第１項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車　当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

⑶　前２号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第１項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車　当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

⑷　前３号に掲げる自動車以外の自動車　当該自動車の取得の日から15日を経過する日

２　自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第63条の７　前条第１項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条第１項において「申告書」という。）を提出すべき者は、前条第１項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第168条第４項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第１項の規定により申告納付することができる。

２　前条第１項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第１項から第３項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、規則で定める修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第63条の８　環境性能割の納税義務者は、第63条の６第１項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割

額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、申告書又は前条第２項に規定する修正申告書に北海道税収入証紙（以下この条及び第65条の２において「証紙」という。）を貼ってしなければならない。

２　環境性能割の納税義務者は、第63条の６第１項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合において、証紙に代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付することができる。

３　知事は、第１項の規定により納税義務者が証紙を貼った場合には、当該証紙を貼った紙面と当該証紙の彩紋とにかけて規則で定める印で判明にこれを消さなければならない。

４　第１項の規定による環境性能割の納付に係る証紙の種類及び型式、証紙の売りさばき手続その他の証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第63条の９　環境性能割の納税義務者が第63条の６の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者を、10万円以下の過料に処する。

２　前項の過料の額及びその徴収については、第６条第２項及び第３項の規定を準用する。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第63条の10　知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から６月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。第７項において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

２　知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から６月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

３　知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予が

された環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4　知事は、第２項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第１項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

5　環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第１項の規定の適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

6　知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

7　第１項の免除を受けようとする者、第２項の申告をする者又は第５項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に当該譲渡担保財産をその設定の日から６月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に移転したこと又は移転することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第２項の申告をする者は、第63条の６第１項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際、併せて当該申告書を提出しなければならない。

⑴　納税者及び譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称

⑵　自動車の種別、用途、車名、型式及び登録番号

⑶　譲渡担保財産の設定年月日及び移転（予定）年月日

⑷　その他知事が必要と認める事項

（自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等）

第63条の11　知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で総務省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から１月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する

環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。

2　環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。

3　前条第6項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

4　第2項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に自動車販売業者から取得した自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で総務省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

⑴　申請者及び自動車販売業者の住所及び氏名又は名称

⑵　自動車の種別、用途、車名及び型式

⑶　自動車の取得年月日及び登録番号

⑷　自動車の返還の理由及び返還年月日

⑸　その他知事が必要と認める事項

（環境性能割の減免）

第63条の12　知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を減免する。

⑴　消防専用自動車、救急専用自動車又はレントゲン専用自動車

⑵　私立学校が取得した自動車で、専ら学生又は生徒の教育練習の用に供するもの

⑶　下肢若しくは体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他の規則で定める障害を有する者（以下この項及び第67条の4第1項において「身体障害者」という。）が取得した自動車若しくはその者と生計を一にする者（以下この号及び同項第3号において「生計を一にする者」という。）が身体障害者のために取得した自動車で、身体障害者が専ら運転するもの若しくは生計を一にする者が専ら身体障害者のために運転するもの又は身体障害者その他規則で定める者（以下この号及び同項第3号において「身体障害者等」という。）のみで構成される世帯の身体障害者等が取得した自

動車で当該身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を介護する者（同号において「介護者」という。）が専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者のために運転するもので、知事の認めるもの

⑷　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターその他これに類する施設で規則で定めるものにおいて、専ら入所者の通所の用に供する自動車で知事の認めるもの

⑸　公的医療機関の開設者（日本赤十字社を除く。第67条の４第１項第５号において同じ。）その他これに類する者で規則で定めるものが取得した救急自動車又は巡回診療若しくは保健指導の用に供する自動車で知事の認めるもの

⑹　専ら交通安全の指導、防犯思想の普及又は青少年の補導の用に供する自動車で知事の認めるもの

⑺　道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第２項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者（第67条の４第１項第７号において「届出自動車教習所の設置者等」という。）が取得した自動車で、専ら教習を受ける者の教習の用に供するもので知事の認めるもの（第２号に該当するものを除く。）

⑻　専ら心身に障害を有し、入浴が困難な者の入浴の用に供する自動車で知事の認めるもの

⑼　構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車で知事の認めるもの

⑽　構造上専ら身体障害者が運転するためのものと認められる自動車で知事の認めるもの

⑾　天災その他特別の事情がある場合において、知事が環境性能割の減免を必要と認める自動車

２　前項の規定による減免を受けようとする者は、第63条の６第１項に規定する期限の翌日から起算して２月を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前項第３号の自動車について同項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める書面及び運転免許証を提示しなければな

らない。

⑴　申請者の住所及び氏名又は名称

⑵　自動車の種別、用途、車名及び型式

⑶　自動車の取得年月日、取得価額及び登録番号

⑷　その他知事が必要と認める事項

3　情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請書の提出を行う場合（規則で定める方法による場合に限る。）については、同項後段の規定は、適用しない。

（環境性能割の不足税額等の納付）

第63条の13　環境性能割の納税義務者は、法第168条第4項、第171条第6項又は第172条第5項の規定による環境性能割に係る更正等の通知を受けた場合においては、当該不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

第64条の見出しを「（種別割の税率）」に改め、同条第1項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第3号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号ア㋐中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「㋑において同じ」に改め、同号ア㋑中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第2項中「あるもの」の次に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改め、同条第3項中「もの」の次に「に対して課する種別割」を加える。

第65条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第65条の2の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「第150条第1項」を「第177条の10第1項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「際に、北海道税収入証紙（以下この条において「証紙」という。）」を「ときに、証紙」に、「道路運送車両法第7条の申請をした際に」を「新規登録の申請をしたときに」に

改め、同条第４項中「証紙の種類」を「前項の規定による種別割の払込みに係る証紙の種類」に改め、同条第５項中「納税者」を「第３項の規定により納税者」に、「においては、証紙」を「には、当該証紙」に、「証紙の」を「当該証紙の」に改め、同条第６項中「によって自動車税」を「により種別割」に、「においては、当該自動車税」を「には、当該種別割」に改める。

第65条の３の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第７条の規定による登録」を「新規登録」に、「に係る自動車税を総務省令第９条に規定する」を「に対して課する種別割を総務省令で定める」に改める。

第66条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第７条、第12条又は第13条の規定による登録」を「新規登録、変更登録（道路運送車両法第12条第１項の規定による変更登録をいう。以下この項において同じ。）又は移転登録」に、「した際（これらの規定による登録」を「した場合（新規登録、変更登録又は移転登録」に、「第16号の９様式による」を「で定める様式により、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した」に改め、同条第２項中「第145条第２項」を「第147条第１項」に改める。

第67条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「自動車税」を「種別割」に、「第145条第２項」を「第147条第１項」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第67条の３の前の見出し及び同条第１項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第２項中「によって」を「による」に改める。

第67条の４第１項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第４号中「通園」を「通所」に改め、同条第２項及び第５項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第68条第１項中「に規定する登録」を「の登録」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第２項中「によって」を「による」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第69条の２（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

附則第６条の５第１項及び第３項中「100分の５」を「100分の2.9」に改め

る。

附則第８条の２から第８条の２の５までを次のように改める。

第８条の２から第８条の２の５まで　削除

附則第８条の２の７第３項の表第８条第１項第８号の項中「第８条第１項第８号」を「第８条第１項第７号」に改める。

附則第８条の２の９の次に次の１条を加える。

（環境性能割の税率の特例）

第８条の２の10　営業用の自動車（法第145条第３号に規定する自動車をいう。附則第８条の４において同じ。）に対する第63条の３第１項及び第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）並びに同条第３項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１項（第４項において準用する場合を含む。）	100分の１	100分の0.５
第２項（第４項において準用する場合を含む。）	100分の２	100分の１
第３項	100分の３	100分の２

附則第８条の４の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「法第149条第１項第１号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令附則第５条第１項に規定するものをいう。以下この条において同じ」を「同項第２号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第２項に規定するもの」を「法附則第12条の３第１項に規定するメタノール自動車」に、「メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第３項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第２項に規定するもの」を「同項に規定する混合メタノール自動車」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同条第４項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていること

により大気汚染防止法第２条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令附則第５条第５項に規定するものをいう。第３項第３号において同じ」を「法第149条第１項第３号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第64条第１項第３号ア㈠に規定する一般乗合用バス」に、「自動車税に係る第64条」を「種別割に係る同条」に改め、同項第１号中「道路運送車両法第７条第１項」を「第62条の２第３項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第２号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「軽油自動車（法第149条第１項第５号に規定する軽油自動車をいう。）」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第３項から第５項までを削る。

附則第13条を削る。

附則第14条中「100分の４」を「100分の1.8」に改め、同条を附則第13条とする。

附則第15条第１項中「４分の0.8」を「1.8分の0.8」に改め、同条を附則第14条とする。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正）

第３条　合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和27年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第１条の２の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」の次に「の種別割（以下「種別割」という。）」を加える。

第２条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第65条」を「第65条の２」に改める。

第３条（見出しを含む。）及び第５条中「自動車税」を「種別割」に改める。

（北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　北海道税条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第１項第３号中「平成29年４月１日」を「平成31年10月１日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成31年10月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中北海道税条例附則第５条の４の２及び第12条の５の改正規定並びに第４条の規定　公布の日

⑵　第１条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び次項の規定　平成29年４月１日

（経過措置）

2　第１条の規定による改正後の北海道税条例附則第８条の４の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

3　第２条の規定による改正後の北海道税条例（以下「平成31年新条例」という。）の規定中法人の道民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

4　施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第２条の規定による改正前の北海道税条例附則第13条の規定の適用については、なお従前の例による。

5　施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6　平成31年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

7　平成31年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

8　第３条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の規定は、平成31年度分の施行日以後に納税義

務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

（北海道循環資源利用促進税条例の一部改正）

9　北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の一部を次のように改正する。

第16条第１項中「⑿」を「⑾」に、「⒀」を「⑿」に改める。

説　　明

地方税法の改正に伴い、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 27 号　北海道個人情報保護条例等の一部を改正する条例案

北海道個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（北海道個人情報保護条例の一部改正）

第１条　北海道個人情報保護条例（平成６年北海道条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号を次のように改める。

⑴　個人情報　個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。第３号の２において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ　個人識別符号が含まれるもの

第２条第１号の次に次の１号を加える。

⑴の２　個人識別符号　次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録される

ことにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第２条第３号の次に次の１号を加える。

⑶の２　要配慮個人情報　本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第２条第６号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第７条第５項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第35条第２項第１号中「第28条」を「第29条」に改める。

第49条から第51条までを次のように改める。

第49条から第51条まで　削除

（北海道情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第２条　北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「第26条第１項」を「第27条第１項」に改める。

（北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

第２条の改正規定のうち同条第５号中「第２項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第34条に１項を加える改正規定中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。）」の次に「又は番号法第19条第８号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第26条において準用する番号法第23条第１項及び第２項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）」を加える。

附　則

１　この条例は、平成29年５月30日から施行する。ただし、第３条の規定は、公

布の日から施行する。

2　この条例の施行の日前に行われた北海道個人情報保護条例第２条第３号に規定する事業者による個人情報の取扱いに係る第１条の規定による改正前の北海道個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第49条の規定による説明又は資料提出の要請、改正前の条例第50条の規定による是正の勧告及び改正前の条例第51条の規定による事実の公表については、なお従前の例による。

説　　明

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に鑑み、個人情報の定義の明確化等を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 28 号　　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「別表の」を「別表第１の」に、「及び」を「、別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」に改め、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　別表第２の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第３条に次の１項を加える。

４　前２項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表１の項中「この項」を「この項及び次表１の項」に、「第５条第１項の」を「による」に、「）の交付」を「同項において同じ。）の交付」に改め、同表に次のように加える。

２　教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

別表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第２（第３条関係）

機　関	事　　務	特定個人情報
１　知事	特定疾患に係る治療研究費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定、別表の改正規定（同表に次のように加える部分を除く。）及び別表第１の次に１表を加える改正規定は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

２　住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第３中２の項を３の項とし、１の項を２の項とし、同表に１の項として次のように加える。

１　教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

説　　明

個人番号の利用範囲に特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等を加えることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 29 号　　北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１の４の３の項⑵中「公告」の次に「又はインターネットによる公表」を加え、同項⑶1中「第72条」を「第72条第１項」に改める。

別表第４中「苫前町」を「苫前町　猿払村」に改める。

附　則

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第１の４の３の項の左欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）若しくは特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては猿払村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法律等の適用については、猿払村長のした処分その他の行為又は猿払村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説　　明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を猿払村が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 30 号　　特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第１条　特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第10条第１項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して５年が経過した日を含む事業年度」に改める。

第３章の章名中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第27条第２項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して５年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第３項中「３年」を「５年」に改め、同条第４項を削る。

第29条中「遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を「、遅滞なく」に改める。

第30条第１項の表の第４号を削る。

第32条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第33条及び第34条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

（北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第２条　北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第７号イ中「、同条第３項の書類及び同条第４項」を「及び同条第３項」に改める。

第12条第２項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して５年が経過

した日を含む事業年度」に改め、同条第３項中「３年」を「５年」に改め、同条第４項を削り、同条第５項中「、第３項の書類」を削り、同項を同条第４項とし、同条第６項を同条第５項とする。

第13条第４項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第４項」を削る。

第14条中「、同条第３項の書類若しくは同条第４項」を「若しくは同条第３項」に、「３年間」を「５年間」に改める。

第20条第２項第４号中「第12条第５項」を「第12条第４項」に改め、同項第５号中「第12条第６項」を「第12条第５項」に改め、同項第６号中「又は第２項から第４項まで」を「、第２項又は第３項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定による指定の申出、同条例第９条第２項の有効期間の更新の申出又は同条例第16条第１項の規定による届出をした者のこれらの申出等に係る指定、有効期間の更新又は確認の基準については、なお従前の例による。

３　第２条の規定による改正後の北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第２項及び第14条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第２号から第４号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る第２条の規定による改正前の北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第２項第２号から第４号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

４　新条例第12条第３項及び第14条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第12条第３項の書類については、なお従前の例による。

５　この条例の施行の際現に北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等

に関する条例第２条第３項に規定する指定を受けている特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第12条第４項の書類の作成、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の知事への提出並びに当該書類の知事における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

６　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における控除対象特定非営利活動法人に対する北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第17条に規定する報告及び検査並びに同条例第18条に規定する勧告、命令等並びに新条例第20条に規定する指定の取消しのために必要な手続を行う基準等については、なお従前の例による。

説　　明

特定非営利活動促進法の改正に鑑み、控除対象特定非営利活動法人の海外への送金等に係る書類の事前作成を不要とする等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 31 号　　北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第５項」の次に「（これらの規定を法第30条の12第１項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第３条第１項中「又は診療所の病床の設置の許可、」を「、診療所の病床の設置の許可若しくは」に改め、「場合」の次に「又は法第７条の２第３項の規定による命令若しくは法第30条の12第１項において読み替えて準用する法第７条の２第３項の規定による要請（以下この項において「命令等」という。）をしようとする場合」を、「知事が当該申請」の次に「又は命令等」を加え、「の補正」を「（法第30条の12第１項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の補正」に改め、同項第１号中「、総務省」及び「、財務省、林野庁」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

国が定める病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 32 号　　北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（北海道行政手続条例の一部改正）

第１条　北海道行政手続条例（平成７年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号中「北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第８号）第４条の規定により置かれる管理者」を「公営企業管理者、病院事業管理者」に改める。

（北海道政策評価条例等の一部改正）

第２条　次に掲げる条例の規定中「公営企業管理者」の次に「、病院事業管理者」を加える。

⑴　北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第１号）第２条第１号

⑵　北海道個人情報保護条例（平成６年北海道条例第２号）第２条第２号

⑶　北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第２条第１項

⑷　北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第２条

⑸　北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第４号）第２条第１号ア

⑹　北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年北海道条例第４号）第２条第２号

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第４アの表備考及びイの表備考中「、病院」を削り、別表第４ウの表備考中「、病院」及び「、助産師」を削る。

別表第５エの表３級の項第１号中「道立病院の副院長又は」を削り、同表４級の項第１号中「道立病院」を「診療所」に改め、同表備考中「道立病院」を「診療所」に、「北海道病院事業条例」を「北海道立診療所条例」に、「施設」を「診療所」に改め、後段を削り、別表第５オの表５級の項第２号を同項第３

号とし、同項第１号中「、係長又は科長」を「又は係長」に改め、同号を同項第２号とし、同項に第１号として次の１号を加える。

１　薬局長の職務

別表第５オの表６級の項中第３号を削り、第４号を第３号とし、別表第５カの表２級の項第２号中「又は助産師」を削り、同表３級の項第１号中「、主任助産師」を削り、同項第２号中「、保健師又は助産師」を「又は保健師」に改め、同表５級の項第１号中「道立病院の」を削り、同項第２号中「、係長又は科長」を「又は係長」に改め、同項第３号中「、指導主任助産師」を削り、同表６級の項に次の１号を加える。

３　総看護師長の職務

別表第５カの表７級の項を次のように改める。

７級	本庁の参事の職務

（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第４条　北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条の４」を「第25条の２」に改める。

第16条第７号及び第８号を削る。

第17条第１項第３号中「病院若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第20条第１項第２号中「病院若しくは精神科病院又はこれら」を「診療所又はこれ」に改める。

第25条の２第１項第１号中「病院、精神科病院若しくは」を削り、「これら」を「これ」に、「助産師、看護師、」を「看護師又は」に改め、「又は保育士」を削り、同項第２号及び第３号中「病院、精神科病院若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第25条の３及び第25条の４を削る。

（北海道職員等の定年等に関する条例の一部改正）

第５条　北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書中「うち」を「うち、」に、「第４条第１項第５号ア」を「第４条第１項第４号ア」に、「の定年」を「及び北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）第１条に規定する病院事業に従事する職員であって同表に相当する給料表の適用を受けるものの定年」に改める。

（北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第６条　北海道知事等の退職手当に関する条例（昭和62年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第１条中「並びに」を「、病院事業管理者並びに」に改める。

第３条中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　病院事業管理者　100分の34

附則第８項中「附則第19項及び」を「附則第19項、」に、「の規定」を「及び北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第　　号）附則第２項の規定」に改める。

（北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部改正）

第７条　北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成９年北海道条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「第10条の３第１項、」を「第10条の３第１項及び」に、「第19条の２第１項及び」を「第19条の２第１項に規定する管理職員、」に、「第３条の２に規定する管理職員」を「第２条第３項及び北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年北海道条例第　　号）第２条第３項の管理職手当の支給を受ける職員」に改める。

（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第８条　北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則別表エの表２級の項第１号中「道立病院の」を削り、同表３級の項第１号中「道立病院の副院長又は」を削り、「道立病院の医長」を「医長」に改め、同表４級の項第１号中「道立病院」を「診療所」に改め、同表備考中「道立病院」を「診療所」に、「北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）」を「北海道立診療所条例（昭和23年北海道条例第54号）」に、「施設」を「診

療所」に改め、後段を削り、附則別表オの表５級の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同号の次に次の１号を加える。

３　薬局長の職務

附則別表オの表５級の項第４号中「、係長又は科長」を「又は係長」に改め、同表６級の項中第３号を削り、第４号を第３号とし、同号の次に次の１号を加える。

４　特に困難な業務を処理する薬局長の職務

附則別表オの表６級の項第５号中「、係長又は科長」を「又は係長」に改め、附則別表カの表２級の項第２号中「又は助産師」を削り、同表３級の項第１号中「、主任助産師」を削り、同項第２号中「、保健師又は助産師」を「又は保健師」に改め、同表４級の項第１号中「、係長又は科長」を「又は係長」に改め、同表５級の項第３号中「道立病院の」を削り、同項第４号中「、係長又は科長」を「又は係長」に改め、同項第５号中「、指導主任助産師」を削り、同表６級の項第３号中「道立病院の看護部長又は特に困難な業務を処理する道立病院の看護師長」を「総看護師長」に改め、同表７級の項を次のように改める。

７級	困難な業務を処理する本庁の参事の職務

（北海道公営企業条例の一部改正）

第９条　北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「置く」を「置き、その職名は、北海道公営企業管理者とする」に改める。

（北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条　北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削り、「企業職員」を「北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第８号）第２条各号に掲げる事業に従事する職員（以下「企業職員」という。）」に改める。

第２条第１項中「で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職

員」という。）」を削り、同条第３項中「、管理職手当」及び「、寒冷地手当」を削り、「宿日直手当」の次に「、管理職手当」を、「勤勉手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

第３条を次のように改める。

（給与の基準）

第３条　企業職員の給与の基準は、次条に定めるもののほか、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）、北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の規定の例による。

第３条の２を削る。

第４条及び第５条を次のように改める。

（給与の減額等）

第４条　企業職員が勤務しないときは、北海道職員の給与に関する条例第13条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に相当する日又は北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第３号）第９条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間に相当する時間の場合、同条例第12条に規定する年次有給休暇又は特別休暇に相当する休暇の場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合（企業管理規程で定める場合を除く。）を除くほか、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　前項に定めるもののほか、企業職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の５第１項に規定する自己啓発等休業その他の企業管理規程で定める事由により勤務しないときは、その勤務しない期間に係る給与を支給しない。ただし、企業管理規程で定める場合における期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

（企業管理規程への委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

第５条の２から第22条までを削る。

附　則

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際この条例による改正前の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例若しくは北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「改正前の北海道行政手続条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に改正前の北海道行政手続条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例による改正後の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の相当規定に基づいて病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説　　明

北海道病院事業条例の改正に鑑み、政策評価の実施機関に病院事業管理者を加える等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 33 号　　北海道がん対策推進条例の一部を改正する条例案

北海道がん対策推進条例の一部を改正する条例

北海道がん対策推進条例（平成24年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第27条第１項第１号中「第11条第１項」を「第12条第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

がん対策基本法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 34 号　　北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第１条　北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号）の一部を次のように改正する。

第179条に次の１項を加える。

３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第180条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第180条に次の１項を加える。

６　賃金及び第３項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第184条の次に次の１条を加える。

（運営規程）

第184条の２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所

ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　利用定員

⑸　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

⑹　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

⑺　通常の事業の実施地域

⑻　サービスの利用に当たっての留意事項

⑼　緊急時等における対応方法

⑽　非常災害対策

⑾　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

⑿　虐待の防止のための措置に関する事項

⒀　その他運営に関する重要事項

第185条中「第88条から」の次に「第90条まで、第92条から」を加え、「第185条において準用する第91条」を「第184条の２」に改め、「、第91条中「第94条」とあるのは「第185条において準用する第94条」と」を削り、「第94条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第184条の２に規定する運営規程」と、」を加える。

（北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第102号）の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の１条を加える。

（運営規程）

第71条の２　就労継続支援Ａ型事業者は、就労継続支援Ａ型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなけ

ればならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　職員の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　利用定員

⑸　就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

⑹　就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第79条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

⑺　通常の事業の実施地域

⑻　サービスの利用に当たっての留意事項

⑼　緊急時等における対応方法

⑽　非常災害対策

⑾　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

⑿　虐待の防止のための措置に関する事項

⒀　その他運営に関する重要事項

第78条に次の１項を加える。

３　就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第84条中「、第36条」を削る。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

国が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、就労継続支援Ａ型事業の運営基準に利用者の希望を踏まえた就労機会の提供義務等を加えることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 35 号　北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）の一部を次のように改正する。

第２条中「）において」を「。第73条第１項第１号において「基準省令」という。）において」に改める。

第73条第１項第１号中「指導員又は保育士　」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは基準省令第66条第１項第１号の規定により文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下この条及び第79条第１項第１号において「障害福祉サービス経験者」という。）　」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第２項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改める。

第77条の次に次の１条を加える。

（情報の提供等）

第77条の２　指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

２　指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3　指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第27条第３項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

4　指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね１年に１回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第78条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に改める。

第79条第１項第１号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改める。

第81条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に、「及び第77条（第１項を除く。）」を「、第77条（第１項を除く。）及び第77条の２」に改める。

附　則

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第72条に規定する指定放課後等デイサービス又はこの条例による改正前の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第79条第１項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行っている事業所に置くべき従業者及びその員数については、この条例による改正後の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第73条及び第79条の規定にかかわらず、平成30年３月31日までの間は、なお従前の例による。

説　　明

国が定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とする等の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 36 号　　児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条の２中「第６条の４第２項」を「第６条の４第１号」に、「第６条の４第１項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第６条の４第２号に規定する養子縁組里親」に改める。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第２条　住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１の６の項中「による同法第56条第３項に規定する額」を「第56条第２項の規定による同法第51条第４号又は第５号に規定する費用」に改める。

（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

目次、第16条及び第20条第２項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第28条第２項及び第58条第２項中「第13条第２項各号」を「第13条第３項各号」に改める。

「第12章　情緒障害児短期治療施設」を「第12章　児童心理治療施設」に改める。

第91条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第92条第１項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第４項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第２項各号」を「第13条第３項各号」に改め、同条第７項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第93条（見出しを含む。）及び第94条から第98条までの規定中「情緒障害児

短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第100条第２項及び第111条第２項中「第13条第２項各号」を「第13条第３項各号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第４条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）の一部を次のように改正する。

第11条の４第３号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

児童福祉法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 37 号　　北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「浦幌町」を「浦幌町　標茶町」に改める。

別表第４中「浜中町」を「浜中町　標茶町」に改める。

附　則

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第１の２の項及び７の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては標茶町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、標茶町長のした処分その他の行為又は標茶町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説　　明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務の一部を標茶町が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 38 号　国立研究開発法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例案

国立研究開発法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国立研究開発法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例（昭和63年北海道条例第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例

第１条中「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「研究所法」という。）附則第９条第３項」を「機構法」という。）附則第８条第３項」に、「研究所法附則第９条第３項」を「機構法附則第８条第３項」に、「研究所法附則第11条第３項」を「機構法附則第10条第３項」に改める。

第２条第１項及び第２項各号列記以外の部分中「研究所法附則第９条第３項」を「機構法附則第８条第３項」に改め、同項第１号中「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「第５条」を「第４条」に、「より研究所」を「より機構」に、「研究所の」を「機構の」に、「研究所法附則第９条第３項」を「機構法附則第８条第３項」に改め、同項第２号中「研究所の」を「機構の」に、「研究所法附則第９条第３項」を「機構法附則第８条第３項」に改め、同項第３号及び第４号中「研究所法附則第９条第３項」を「機構法附則第８条第３項」に改める。

第３条第１項及び第２項中「研究所法附則第11条第３項」を「機構法附則第10条第３項」に改め、同項各号中「第11条」を「第10条」に改める。

第４条第１項中「研究所が研究所法附則第９条第３項」を「機構が機構法附則第８条第３項」に改め、同条第２項各号中「研究所法附則第９条第３項」を「機

構法附則第８条第３項」に、「第５条」を「第４条」に改める。

第５条第１項中「研究所が研究所法附則第11条第３項」を「機構が機構法附則第10条第３項」に改め、同条第２項各号中「研究所法附則第11条第３項」を「機構法附則第10条第３項」に、「第11条の」を「第10条の」に改める。

第６条第１項ただし書中「研究所」を「機構」に、「第５条」を「第４条」に改め、同条第２項の表中「森林総合研究所債券」を「森林研究・整備機構債券」に、「第５条」を「第４条」に、「第11条」を「第10条」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

国立研究開発法人森林総合研究所法等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 39 号　　北海道漁港管理条例の一部を改正する条例案

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表２の事項の表工作物の設置に係る占用の場合の部第１種電柱の項中「430円」を「440円」に、「464円40銭」を「475円20銭」に、「360円」を「350円」に、「388円80銭」を「378円」に、「310円」を「300円」に、「334円80銭」を「324円」に改め、同部第２種電柱の項中「660円」を「680円」に、「712円80銭」を「734円40銭」に、「550円」を「540円」に、「594円」を「583円20銭」に、「480円」を「470円」に、「518円40銭」を「507円60銭」に改め、同部第３種電柱の項中「900円」を「920円」に、「972円」を「993円60銭」に、「740円」を「730円」に、「799円20銭」を「788円40銭」に、「650円」を「630円」に、「702円」を「680円40銭」に改め、同部第１種電話柱の項中「390円」を「400円」に、「421円20銭」を「432円」に、「280円」を「270円」に、「302円40銭」を「291円60銭」に改め、同部第２種電話柱の項中「620円」を「630円」に、「669円60銭」を「680円40銭」に、「510円」を「500円」に、「550円80銭」を「540円」に、「450円」を「440円」に、「486円」を「475円20銭」に改め、同部第３種電話柱の項中「850円」を「870円」に、「918円」を「939円60銭」に、「700円」を「690円」に、「756円」を「745円20銭」に、「620円」を「600円」に、「669円60銭」を「648円」に改め、同部その他の柱類の項中「39円」を「40円」に、「42円12銭」を「43円20銭」に、「28円」を「27円」に、「30円24銭」を「29円16銭」に改め、同部鉄塔の項中「770円」を「790円」に、「831円60銭」を「853円20銭」に、「640円」を「630円」に、「691円20銭」を「680円40銭」に、「560円」を「540円」に、「604円80銭」を「583円20銭」に改め、同部管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

	外径が0.07メートル未満のもの		17円	18円 36銭	13円	14円 4銭	11円	11円 88銭
	外径が0.07メートル以		24円	25円	19円	20円	16円	17円

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		92銭		52銭		28銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36円	38円88銭	28円	30円24銭	24円	25円92銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円	50円76銭	38円	41円4銭	33円	35円64銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71円	76円68銭	57円	61円56銭	49円	52円92銭
	外径が0.3メートル以上のもの		95円	102円60銭	76円	82円8銭	65円	70円20銭

別表2の事項の表の備考第1号中「1平方メートル未満若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同表の備考第5号(2)中「、岩内町、余市町及び羅臼町」を「及び岩内町」に改める。

附　則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説　　明

甲種漁港施設に係る占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 40 号　　北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例案

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表２の事項の表第１種電柱の項中「430円」を「440円」に、「464円40銭」を「475円20銭」に、「360円」を「350円」に、「388円80銭」を「378円」に、「310円」を「300円」に、「334円80銭」を「324円」に改め、同表第２種電柱の項中「660円」を「680円」に、「712円80銭」を「734円40銭」に、「550円」を「540円」に、「594円」を「583円20銭」に、「480円」を「470円」に、「518円40銭」を「507円60銭」に改め、同表第３種電柱の項中「900円」を「920円」に、「972円」を「993円60銭」に、「740円」を「730円」に、「799円20銭」を「788円40銭」に、「650円」を「630円」に、「702円」を「680円40銭」に改め、同表第１種電話柱の項中「390円」を「400円」に、「421円20銭」を「432円」に、「280円」を「270円」に、「302円40銭」を「291円60銭」に改め、同表第２種電話柱の項中「620円」を「630円」に、「669円60銭」を「680円40銭」に、「510円」を「500円」に、「550円80銭」を「540円」に、「450円」を「440円」に、「486円」を「475円20銭」に改め、同表第３種電話柱の項中「850円」を「870円」に、「918円」を「939円60銭」に、「700円」を「690円」に、「756円」を「745円20銭」に、「620円」を「600円」に、「669円60銭」を「648円」に改め、同表その他の柱類の項中「39円」を「40円」に、「42円12銭」を「43円20銭」に、「28円」を「27円」に、「30円24銭」を「29円16銭」に改め、同表鉄塔の項中「770円」を「790円」に、「831円60銭」を「853円20銭」に、「640円」を「630円」に、「691円20銭」を「680円40銭」に、「560円」を「540円」に、「604円80銭」を「583円20銭」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

	外径が0.07メートル未満のもの		17円	18円36銭	13円	14円4銭	11円	11円88銭

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円	25円92銭	19円	20円52銭	16円	17円28銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36円	38円88銭	28円	30円24銭	24円	25円92銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円	50円76銭	38円	41円4銭	33円	35円64銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71円	76円68銭	57円	61円56銭	49円	52円92銭
	外径が0.3メートル以上のもの		95円	102円60銭	76円	82円8銭	65円	70円20銭

別表2の事項の表の備考第1号中「1平方メートル未満若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同表の備考第4号(2)中「、岩内町、余市町及び羅臼町」を「及び岩内町」に改める。

附　則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説　　明

漁港の区域内の水域及び公共空地に係る占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 41 号　　北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例案

北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

北海道森林整備地域活動支援基金条例（平成14年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成29年３月31日」を「平成33年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

森林の施業の実施に不可欠な地域活動を確保するための支援を通じて適切な森林整備の推進を引き続き図るよう、北海道森林整備地域活動支援基金条例の有効期限を延長することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 42 号　　北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第５条中「及び95の項から98の項まで」を「、95の項、96の項、99の項及び100の項」に改める。

別表第１の90の項のア㋐中「及び95の項から99の項まで」を「、95の項、96の項及び99の項から101の項まで」に改め、同表の95の項のア㋐中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第１項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項から99の項までにおいて「調査機関審査」という。）又は」を削り、同項のア㋑から㋖までの規定及び同項のイ中「調査機関審査又は」を削り、同項のウ中「当該申請に係る１棟の建築物の床面積の合計」を「場合」に改め、㋐及び㋑を次のように改める。

㋐　㋑に掲げる場合以外の場合　次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ａ　床面積の合計が300平方メートル以内のもの	288,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判	

定機関による技術的審査（以下この項、次項及び99の項から101の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては、14,600円）

b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　457,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円）

c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　650,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、98,500円）

d　床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの　796,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、153,000円）

e　床面積の合計が1万

平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの　938,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、193,000円）

f　床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの　1,070,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、240,000円）

(イ)　当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項のエ(イ)において同じ。）で計算して認定を申請する場合　次に掲げる当該

申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　118,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円）

b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　189,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円）

c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　300,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、98,500円）

d　床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの　388,000円（判定機関審査を受

けた場合にあっては、153,000円）

e　床面積の合計が１万平方メートルを超え２万5,000平方メートル以内のもの　462,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、193,000円）

f　床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの　542,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、240,000円）

別表第１の95の項のウ(ウ)から(カ)までを削り、同表の96の項のイ及びウ中「調査機関審査又は」を削り、同項のエ中「当該申請に係る１棟の建築物の床面積の合計」を「場合」に改め、(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア)　(イ)に掲げる場合以外の場合　次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　152,000円（判定機関審査を受けた場合

にあっては、14,600円）

b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　246,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円）

c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　374,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、98,500円）

d　床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの　475,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、153,000円）

e　床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの　565,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、

193,000円）

f　床面積の合計が２万5,000平方メートルを超えるもの　655,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、240,000円）

(イ)　当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　66,800円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円）

b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　112,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円）

c　床面積の合計が

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　199,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、98,500円） d　床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの　270,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、153,000円） e　床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの　328,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、193,000円） f　床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの　391,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、240,000円）

別表第1の96の項のエ(ウ)から(カ)までを削り、同表の99の項のア及びイ中「調査機関審査又は」を削り、同項のウ中「調査機関審査」を「判定機関審査」に改め、同項を同表の101の項とし、同表の98の項のイ及びウ中「調査機関審査又は」を

削り、同項のエ㋐中「第８条第１号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第１号イ(1)及びロ(1)」に、「調査機関審査」を「判定機関審査」に改め、同項のエ㋑中「第８条第１号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第１号イ(2)及びロ(2)」に、「調査機関審査」を「判定機関審査」に改め、同項を同表の100の項とし、同表の97の項中「平成27年法律第53号。」を削り、同項のア及びイ中「調査機関審査又は」を削り、同項のウ㋐中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）第８条第１号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第１号イ(1)及びロ(1)」に、「調査機関審査」を「判定機関審査」に改め、同項のウ㋑中「第８条第１号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第１号イ(2)及びロ(2)」に、「調査機関審査」を「判定機関審査」に改め、同項を同表の99の項とし、同表の96の項の次に次のように加える。

97　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項若しくは第２項又は第13条第２項若しくは第３項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア　建築物エネルギー消費性能確保計画１件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ㋐　当該計画に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この項において「基準省令」という。）第１条第１項第１号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合に	判定申請又は計画通知のとき

		あっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。㈠並びにイ㈠及び㈡において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　257,000円 b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　416,000円 c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　593,000円 d　床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの　730,000円 e　床面積の合計が1万平方メートルを超え2	

		万5,000平方メートル以内のもの　863,000円 f　床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの　985,000円 (イ)　当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　98,700円 b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　165,000円 c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　266,000円	

		d　床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの　348,000円 e　床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの　418,000円 f　床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの　490,000円 ㈢　㈠及び㈡に掲げる場合以外の場合　次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　11,000円 b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　30,500円 c　床面積の合計が2,000平方メートルを	

		超え5,000平方メートル以内のもの　90,500円 d　床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの　143,000円 e　床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの　180,000円 f　床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの　225,000円 イ　変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の	

		非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　134,000円 b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　223,000円 c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　342,000円 d　床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの　436,000円 e　床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの　522,000円 f　床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの　605,000円	

		㈠　当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第１号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ａ　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　54,900円 ｂ　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　97,800円 ｃ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　178,000円 ｄ　床面積の合計が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　245,000円 ｅ　床面積の合計が１万平方メートルを超え２	

		万5,000平方メートル以内のもの　299,000円 f　床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの　357,000円 ㈢　㈠及び㈡に掲げる場合以外の場合　次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以内のもの　11,000円 b　床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　30,500円 c　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　90,500円 d　床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの　143,000	

		円 e　床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの　180,000円 f　床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの　225,000円	
98　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　当該計画に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合　当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イにおいて同じ。）の	交付申請のとき

		床面積の合計について、前項のイ(ア)aからfまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 イ　当該計画に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合　当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項のイ(イ)aからfまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合　当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項のイ(ウ)aからfまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額	

附　則

1　この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2　この条例による改正前の北海道建設部手数料条例別表第1の95の項のア(ア)に規定する調査機関審査を受けた場合におけるこの条例による改正後の北海道建

設部手数料条例別表第１の95の項、96の項及び99の項から101の項までに掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

説　　明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に鑑み、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務に係る手数料を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 43 号　　北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			1級地	2級地	3級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	440	350	300
	第2種電柱		680	540	470
	第3種電柱		920	730	630
	第1種電話柱		400	320	270
	第2種電話柱		630	500	440
	第3種電話柱		870	690	600
	その他の柱類		40	32	27
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	3	3
	地下に設ける電線その他の線類		2	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390	310	270
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240	190	160
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790	630	540
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330	270	230
		表示面積1平方			

	広告塔	メートルにつき1年	1,700	960	670
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	790	630	540
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17	13	11
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24	19	16
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36	28	24
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47	38	33
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71	57	49
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		95	76	65
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170	130	110
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		240	190	160
	外径が1メートル以上のもの		470	380	330
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	790	630	540
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室 階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
	地下街及び地下室 階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
	地下街及び地下室 階数が3以上の		Aに0.01を乗じて得た額		

げる施設		もの				
	上空に設ける通路			870	480	340
	地下に設ける通路			520	290	200
	その他のもの			790	630	540
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	17	10	7
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	170	96	67
政令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	170	96	67
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	1,700	960	670
	標識		１本につき１年	630	500	440
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	17	10	7
		その他のもの	１本につき１月	170	96	67
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	17	10	7
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	170	96	67

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,700	960	670
		その他のもの		870	480	340
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	790	630	540
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	170	96	67
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				79	63	54
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる	建築物			Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
				Aに	Aに	Aに

施設	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	0.012を乗じて得た額	0.014を乗じて得た額	0.017を乗じて得た額
政令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
政令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
政令第７条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額		
政令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		

別表の備考第２号(1)中「江別市」を「北広島市」に改め、同号(2)中「帯広市」の次に「、江別市」を加え、「、北広島市」を削り、「、岩内町、余市町及び羅

臼町」を「及び岩内町」に改め、同表の備考第８号中「１平方メートル若しくは１メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「１平方メートル又は１メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

道路法施行令の改正に鑑み、道が徴収する道路占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 44 号　　河川法施行条例の一部を改正する条例案

河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表２の事項の表第１種電柱の項中「610円」を「660円」に、「658円80銭」を「712円80銭」に、「430円」を「440円」に、「464円40銭」を「475円20銭」に、「360円」を「350円」に、「388円80銭」を「378円」に、「310円」を「300円」に、「334円80銭」を「324円」に改め、同表第２種電柱の項中「940円」を「1,000円」に、「1,015円20銭」を「1,080円」に、「660円」を「680円」に、「712円80銭」を「734円40銭」に、「550円」を「540円」に、「594円」を「583円20銭」に、「480円」を「470円」に、「518円40銭」を「507円60銭」に改め、同表第３種電柱の項中「1,300円」を「1,400円」に、「1,404円」を「1,512円」に、「900円」を「920円」に、「972円」を「993円60銭」に、「740円」を「730円」に、「799円20銭」を「788円40銭」に、「650円」を「630円」に、「702円」を「680円40銭」に改め、同表第１種電話柱の項中「550円」を「590円」に、「594円」を「637円20銭」に、「390円」を「400円」に、「421円20銭」を「432円」に、「280円」を「270円」に、「302円40銭」を「291円60銭」に改め、同表第２種電話柱の項中「870円」を「950円」に、「939円60銭」を「1,026円」に、「620円」を「630円」に、「669円60銭」を「680円40銭」に、「510円」を「500円」に、「550円80銭」を「540円」に、「450円」を「440円」に、「486円」を「475円20銭」に改め、同表第３種電話柱の項中「1,200円」を「1,300円」に、「1,296円」を「1,404円」に、「850円」を「870円」に、「918円」を「939円60銭」に、「700円」を「690円」に、「756円」を「745円20銭」に、「620円」を「600円」に、「669円60銭」を「648円」に改め、同表その他の柱類の項中「55円」を「59円」に、「59円40銭」を「63円72銭」に、「39円」を「40円」に、「42円12銭」を「43円20銭」に、「28円」を「27円」に、「30円24銭」を「29円16銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中

「

5 円	5 円 40 銭

」を

「

6円	6円 48銭

」に改め、同表鉄塔の項中「1,100円」を「1,200円」に、「1,188円」を「1,296円」に、「770円」を「790円」に、「831円60銭」を「853円20銭」に、「640円」を「630円」に、「691円20銭」を「680円40銭」に、「560円」を「540円」に、「604円80銭」を「583円20銭」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円	27円	17円	18円36銭	13円	14円4銭	11円	11円88銭
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35円	37円80銭	24円	25円92銭	19円	20円52銭	16円	17円28銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円	57円24銭	36円	38円88銭	28円	30円24銭	24円	25円92銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の		71円	76円68銭	47円	50円76銭	38円	41円4銭	33円	35円64銭

	もの									
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円	118円80銭	71円	76円68銭	57円	61円56銭	49円	52円92銭
	外径が0.3メートル以上のもの		140円	151円20銭	95円	102円60銭	76円	82円8銭	65円	70円20銭

別表2の事項の表の備考第1号中「1平方メートル又は1メートル未満のもので」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又は1件に0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数が」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同表の備考第4号(2)中「江別市」を「北広島市」に改め、同号(3)中「帯広市」の次に「、江別市」を加え、「、北広島市」を削り、「、岩内町、余市町及び羅臼町」を「及び岩内町」に改める。

附　則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説　　明

河川区域に係る占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 45 号　　砂防法施行条例の一部を改正する条例案

砂防法施行条例の一部を改正する条例

砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第１種電柱の項中「610円」を「660円」に、「658円80銭」を「712円80銭」に、「430円」を「440円」に、「464円40銭」を「475円20銭」に、「360円」を「350円」に、「388円80銭」を「378円」に、「310円」を「300円」に、「334円80銭」を「324円」に改め、同表第２種電柱の項中「940円」を「1,000円」に、「1,015円20銭」を「1,080円」に、「660円」を「680円」に、「712円80銭」を「734円40銭」に、「550円」を「540円」に、「594円」を「583円20銭」に、「480円」を「470円」に、「518円40銭」を「507円60銭」に改め、同表第３種電柱の項中「1,300円」を「1,400円」に、「1,404円」を「1,512円」に、「900円」を「920円」に、「972円」を「993円60銭」に、「740円」を「730円」に、「799円20銭」を「788円40銭」に、「650円」を「630円」に、「702円」を「680円40銭」に改め、同表第１種電話柱の項中「550円」を「590円」に、「594円」を「637円20銭」に、「390円」を「400円」に、「421円20銭」を「432円」に、「280円」を「270円」に、「302円40銭」を「291円60銭」に改め、同表第２種電話柱の項中「870円」を「950円」に、「939円60銭」を「1,026円」に、「620円」を「630円」に、「669円60銭」を「680円40銭」に、「510円」を「500円」に、「550円80銭」を「540円」に、「450円」を「440円」に、「486円」を「475円20銭」に改め、同表第３種電話柱の項中「1,200円」を「1,300円」に、「1,296円」を「1,404円」に、「850円」を「870円」に、「918円」を「939円60銭」に、「700円」を「690円」に、「756円」を「745円20銭」に、「620円」を「600円」に、「669円60銭」を「648円」に改め、同表その他の柱類の項中「55円」を「59円」に、「59円40銭」を「63円72銭」に、「39円」を「40円」に、「42円12銭」を「43円20銭」に、「28円」を「27円」に、「30円24銭」を「29円16銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中

「

5 円	5 円 40 銭

」を

「

6 円	6 円 48 銭

」に改め、同表鉄塔の項

中「1,100円」を「1,200円」に、「1,188円」を「1,296円」に、「770円」を「790円」に、「831円60銭」を「853円20銭」に、「640円」を「630円」に、「691円20銭」を「680円40銭」に、「560円」を「540円」に、「604円80銭」を「583円20銭」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円	27円	17円	18円36銭	13円	14円4銭	11円	11円88銭
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35円	37円80銭	24円	25円92銭	19円	20円52銭	16円	17円28銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円	57円24銭	36円	38円88銭	28円	30円24銭	24円	25円92銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円	76円68銭	47円	50円76銭	38円	41円4銭	33円	35円64銭
	外径が0.2メートル		110円	118円80銭	71円	76円68銭	57円	61円56銭	49円	52円92銭

	以上0.3メートル未満のもの									
	外径が0.3メートル以上のもの		140円	151円20銭	95円	102円60銭	76円	82円8銭	65円	70円20銭

別表の備考第1号中「1平方メートル未満若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同表の備考第3号⑵中「江別市」を「北広島市」に改め、同号⑶中「帯広市」の次に「、江別市」を加え、「、北広島市」を削り、「、岩内町、余市町及び羅臼町」を「及び岩内町」に改める。

附　則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説　　明

砂防設備に係る占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 46 号　北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海岸占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表１の事項の表第１種電柱の項中「430円」を「440円」に、「464円40銭」を「475円20銭」に、「360円」を「350円」に、「388円80銭」を「378円」に、「310円」を「300円」に、「334円80銭」を「324円」に改め、同表第２種電柱の項中「660円」を「680円」に、「712円80銭」を「734円40銭」に、「550円」を「540円」に、「594円」を「583円20銭」に、「480円」を「470円」に、「518円40銭」を「507円60銭」に改め、同表第３種電柱の項中「900円」を「920円」に、「972円」を「993円60銭」に、「740円」を「730円」に、「799円20銭」を「788円40銭」に、「650円」を「630円」に、「702円」を「680円40銭」に改め、同表第１種電話柱の項中「390円」を「400円」に、「421円20銭」を「432円」に、「280円」を「270円」に、「302円40銭」を「291円60銭」に改め、同表第２種電話柱の項中「620円」を「630円」に、「669円60銭」を「680円40銭」に、「510円」を「500円」に、「550円80銭」を「540円」に、「450円」を「440円」に、「486円」を「475円20銭」に改め、同表第３種電話柱の項中「850円」を「870円」に、「918円」を「939円60銭」に、「700円」を「690円」に、「756円」を「745円20銭」に、「620円」を「600円」に、「669円60銭」を「648円」に改め、同表その他の柱類の項中「39円」を「40円」に、「42円12銭」を「43円20銭」に、「28円」を「27円」に、「30円24銭」を「29円16銭」に改め、同表鉄塔の項中「770円」を「790円」に、「831円60銭」を「853円20銭」に、「640円」を「630円」に、「691円20銭」を「680円40銭」に、「560円」を「540円」に、「604円80銭」を「583円20銭」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

	外径が0.07メートル未満のもの		17円	18円36銭	13円	14円4銭	11円	11円88銭

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円	25円92銭	19円	20円52銭	16円	17円28銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36円	38円88銭	28円	30円24銭	24円	25円92銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円	50円76銭	38円	41円4銭	33円	35円64銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71円	76円68銭	57円	61円56銭	49円	52円92銭
	外径が0.3メートル以上のもの		95円	102円60銭	76円	82円8銭	65円	70円20銭

別表1の事項の表の備考第1号中「1平方メートル未満若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同表の備考第4号(2)中「、岩内町、余市町及び羅臼町」を「及び岩内町」に改める。

附　則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説　　明

海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 47 号　　北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例案

北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海域使用料等徴収条例（平成12年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表１の事項の表の備考第１号中「１平方メートル未満若しくは１メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「１平方メートル又は１メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

海域に係る使用料の額の計算方法を改正することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 48 号　　北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３の１の事項中「630円」を「270円」に、「670円」を「290円」に改め、同表の２の事項中「1,870円」を「1,050円」に、「130円」を「70円」に、「1,390円」を「770円」に、「270円」を「150円」に、「690円」を「380円」に、「550円」を「310円」に、「110円」を「60円」に、「370円」を「190円」に改め、同表の３の事項中「60円」を「30円」に、「2,030円」を「890円」に、「190円」を「90円」に、「2,070円」を「890円」に、「110円」を「60円」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

道立都市公園の使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 49 号　　北海道公共下水道条例の一部を改正する条例案

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例

北海道公共下水道条例（昭和58年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第１種電柱の項中「360円」を「350円」に、「388円80銭」を「378円」に改め、同表第２種電柱の項中「550円」を「540円」に、「594円」を「583円20銭」に改め、同表第３種電柱の項中「740円」を「730円」に、「799円20銭」を「788円40銭」に改め、同表第２種電話柱の項中「510円」を「500円」に、「550円80銭」を「540円」に改め、同表第３種電話柱の項中「700円」を「690円」に、「756円」を「745円20銭」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「640円」を「630円」に、「691円20銭」を「680円40銭」に改め、同表広告塔の項中「1,100円」を「960円」に、「1,188円」を「1,036円80銭」に改め、同表その他の工作物の項中「640円」を「630円」に、「691円20銭」を「680円40銭」に改め、同表埋設管類の項中「29円」を「28円」に、「31円32銭」を「30円24銭」に改め、同表通路その他これに類する施設の項中「640円」を「630円」に、「691円20銭」を「680円40銭」に改め、同表看板の項中「110円」を「96円」に、「118円80銭」を「103円68銭」に、「1,100円」を「960円」に、「1,188円」を「1,036円80銭」に改め、同表標識の項中「510円」を「500円」に、「550円80銭」を「540円」に改め、同表旗ざおの項中「

11円	11円

88銭」を「

10円	10円80銭

」に、「110円」を「96円」に、「118円80銭」を「103円68銭」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、かわらその他の工事用材料の項中「110円」を「96円」に、「118円80銭」を「103円68銭」に改め、同表の備考第５号中「１平方メートル若しくは１メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「１平方メートル又は１メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

公共下水道の敷地等に係る占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 50 号　　北海道公営企業条例の一部を改正する条例案

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「欠損金をうめるために」を「電気事業にあっては再生可能エネルギー等の利用の推進を目的とする事業に必要な経費に充てるために再生可能エネルギー等利用推進積立金として、工業用水道事業にあっては欠損金をうめるために利益積立金として」に改め、「利益積立金として」を削り、同条第３項中「場合」を「場合又は再生可能エネルギー等利用推進積立金を使用して施設の建設若しくは改良を行った場合」に、「の額」を「又は再生可能エネルギー等利用推進積立金の額」に、「自己資本金」を「資本金」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

再生可能エネルギー等の利用の推進を図るよう、道の経営する電気事業における利益の処分の方法を改正することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 51 号　　北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第６条中「うち４時間」の次に「（人事委員会規則で定める場合にあっては、４時間又は人事委員会規則で定める時間。以下この条において同じ。）」を加える。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

学校職員の職務の特殊性に鑑み、学校職員の勤務時間の割振り変更について４時間以外の単位を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 52 号　　北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「466人」を「468人」に、「808人」を「810人」に、「5, 963人」を「5, 984人」に、「3, 116人」を「3, 127人」に、「10, 353人」を「10, 389人」に、「1, 271人」を「1, 278人」に、「11, 624人」を「11, 667人」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

地方警察職員である警察官の定員及び階級別定員並びに警察官以外の職員の定員を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 53 号　　北海道迷惑行為防止条例の一部を改正する条例案

北海道迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

北海道迷惑行為防止条例（昭和40年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第２条の２を次のように改める。

（卑わいな行為の禁止）

第２条の２　何人も、正当な理由がないのに、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　公共の場所又は公共の乗物にいる者に対し、著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をすること。

ア　衣服等の上から、又は直接身体に触れること。

イ　衣服等で覆われている身体若しくは下着をのぞき見し、又は映像面に衣服等を透かして身体若しくは下着の映像を表示する機能を有する機器を使用して当該映像を見ること。

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、卑わいな言動をすること（次号に掲げる行為を除く。）。

⑵　公共の場所若しくは公共の乗物又は集会場等（集会場、事務所、教室、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所及び乗物をいい、公共の場所及び公共の乗物を除く。第４号において同じ。）にいる者に対し、著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をすること。

ア　衣服等で覆われている身体又は下着を撮影すること（次号に規定する状態の他人に対して行う場合を除く。）。

イ　アに掲げる行為をするため、写真機、ビデオカメラその他の撮影する機能を有する機器（次号及び第４号において「写真機等」という。）を向けること。

⑶　住居、浴場、便所、更衣室その他の人が衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所（以下この号及び次号において「住居等」という。）における当該状態の他人の姿態を撮影し、又はこれを撮影するため写真機等を住居等における当該状態の他人に向けること。

⑷　公共の場所若しくは公共の乗物若しくは集会場等にいる者の衣服等で覆われている身体若しくは下着又は住居等における前号に規定する状態の他人の姿態を撮影するため、写真機等を設置すること。

第９条第３号中「、立ちふさがり、付きまとい、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような言動を用いて、」を削り、同条第４号中「取り上げる」を「取り上げ、立ちふさがり、つきまとう」に改め、同条に次の３項を加える。

２　何人も、前項第３号に掲げる行為に係る状況その他の事情を勘案して、この項の規定により規制を行う必要性が高いと認められる地域として公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、同号に掲げる行為をするため、公衆の目に触れるような方法で、当該行為の相手方となるべき者を待ってはならない。

３　警察官は、前項の規定に違反する行為が行われていると認める場合には、当該行為をしている者に対し、当該行為を中止することを命ずることができる。

４　前項の規定による命令に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第９条の３中「まで」を「まで及び第５号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）」に、「以下」を「第１号において」に改め、同条第１号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第５号中「電子メールを送信する」を「電子メールの送信等をする」に改め、同条第８号中「又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し」を「その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項第５号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

⑴　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号に

規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

⑵　前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第12条を第15条とし、第11条の２を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条の前の見出しを削り、同条中「、第９条又は前条」を「又は第９条第１項」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の１条を加える。

第12条　第９条第３項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第９条の３の次に次の見出し及び１条を加える。

（罰則）

第10条　前条第１項の規定に違反した者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

２　常習として前条第１項の規定に違反した者は、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附　則

１　この条例は、平成29年５月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

説　　明

本道における新たな手段による迷惑行為の被害の状況に鑑み、ＳＮＳによるメッセージの悪質な連続送信等を規制することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 54 号　　金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例案

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例

金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「金属類に関する盗犯を防止するため、金属くずの回収を業とする者」を「金属くず回収業」に、「こと」を「ことにより、金属類に関する盗犯を防止すること」に改める。

第２条第２項及び第３項を次のように改める。

２　この条例において「金属くず回収業」とは、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であって、金属くずを売却することのみを行うもの以外のものをいう。

３　この条例において「金属くず回収業者」とは、次条の許可を受けて金属くず回収業を営む者をいう。

第３条の見出しを「（金属くず回収業の許可）」に改め、同条第１項中「金属くず商になろうとする者は、北海道公安委員会規則の定めるところにより営業所ごとに」を「金属くず回収業を営もうとする者は」に改め、同条第２項を削る。

第４条中「規定による」を削り、各号を次のように改める。

⑴　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

⑵　禁錮以上の刑に処せられ、又は第23条に規定する罪若しくは刑法（明治40年法律第45号）第247条、第254条若しくは第256条第２項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して５年を経過しない者

⑶　住居の定まらない者

⑷　第19条の規定によりその金属くず回収業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）

⑸　第19条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第８条第１項第１号の規定による許可証の返納をした者（その金属くず回収業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して５年を経過しないもの

⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

⑺　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が金属くず回収業者の相続人であって、その法定代理人が前各号及び第９号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

⑻　営業所（営業所のない者にあっては、住所又は居所をいう。第11条を除き、以下同じ。）ごとに第12条第１項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

⑼　法人で、その役員のうちに第１号から第６号までのいずれかに該当する者があるもの

第５条から第18条までを次のように改める。

（許可の手続及び許可証）

第５条　第３条の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

⑴　氏名、住所又は居所及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名、住所及び生年月日）

⑵　営業所の名称及び所在地

⑶　第12条第１項の管理者の氏名、住所及び生年月日

⑷　行商をしようとする者であるかどうかの別

２　公安委員会は、第３条の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

３　公安委員会は、第３条の許可をしないときは、理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知しなければならない。

4　許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の取消し）

第６条　公安委員会は、第３条の許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。

⑵　第４条各号（同条第８号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。

⑶　許可を受けてから６月以内に営業を開始せず、又は引き続き６月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

⑷　３月以上所在不明であること。

（変更の届出）

第７条　金属くず回収業者は、第５条第１項各号に掲げる事項に変更があったときは、公安委員会に、公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を、変更があった日から14日（公安委員会規則で定める場合にあっては、20日）以内に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

2　前項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

（許可証の返納等）

第８条　許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、10日以内に当該許可証（第３号に掲げる場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。

⑴　その金属くず回収業を廃止したとき。

⑵　第３条の許可が取り消されたとき。

⑶　許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2　前項第１号の規定による許可証の返納があったときは、第３条の許可は、その効力を失う。

3　許可証の交付を受けた者が死亡したときは、同居の親族又は法定代理人は、当該死亡した日から10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

4　許可証の交付を受けた法人が合併以外の理由により解散し、又は合併により消滅したときは、合併以外の理由による解散の場合にあっては清算人又は破産管財人が、合併の場合にあっては合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者が、当該法人が解散し、又は消滅した日から10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第９条　金属くず回収業者は、自己の名義をもって、他人にその金属くず回収業を営ませてはならない。

（行商従事者証の携帯等）

第10条　金属くず回収業者は、行商をするときは、公安委員会規則で定める様式の行商従事者証を携帯していなければならない。

2　金属くず回収業者は、その代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に行商をさせるときは、当該代理人等に、前項の行商従事者証を携帯させなければならない。

3　金属くず回収業者又はその代理人等は、行商をする場合において、取引の相手方から第１項の行商従事者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（標識の掲示）

第11条　金属くず回収業者は、営業所を設ける場合にあっては、当該営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（管理者）

第12条　金属くず回収業者は、営業所ごとに、当該営業所に係る業務を適正に実施するための責任者として、管理者１人を選任しなければならない。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

⑴　未成年者

⑵　第４条第１号から第６号までのいずれかに該当する者

（確認等及び申告）

第13条　金属くず回収業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。

⑴　相手方の住所、氏名及び年齢を確認すること。

⑵　相手方からその住所、氏名及び年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けること。

2　前項の規定にかかわらず、対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合は、同項に規定する措置をとることを要しない。

3　金属くず回収業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該金属くずについて不正品の疑いがあると認めるときは、その旨を直ちに警察官に申告しなければならない。

（帳簿等への記載等）

第14条　金属くず回収業者は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次に掲げる事項を、帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下この条、第17条第１項及び第24条第８号において「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この条、次条第４項及び第24条第４号において同じ。）により記録をしておかなければならない。ただし、前条第２項に規定する場合は、この限りでない。

⑴　取引の年月日

⑵　金属くずの品目及び数量

⑶　金属くずの特徴

⑷　相手方の住所、氏名及び年齢

⑸　前条第１項の規定によりとった措置の区分

2　金属くず回収業者は、帳簿等を最終の記載をした日から３年間営業所に備え付け、又は前項の規定による電磁的方法による記録を当該記録をした日から３年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存してお

かなければならない。

3　金属くず回収業者は、帳簿等又は第１項の規定による電磁的方法による記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、直ちに営業所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。

（品触れ）

第15条　警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、必要があると認めるときは、金属くず回収業者に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（次条から第19条までにおいて「盗品等」という。）の品触れを書面により発することができる。

2　金属くず回収業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から６月間これを保存しなければならない。

3　警察本部長等は、第１項の品触れを、書面により発することに代えて、あらかじめ金属くず回収業者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公安委員会規則で定めるものにより発することができる。

4　金属くず回収業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る電磁的方法による記録を到達の日から６月間保存しなければならない。

5　金属くず回収業者は、品触れを受けた日にその金属くずを所持していたとき、又は第２項若しくは前項の期間内に品触れに相当する金属くずを受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

6　第１項の品触れについては、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第４号）第４条の規定は、適用しない。

（差止め）

第16条　金属くず回収業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該金属くず回収業者に対し30日以内の期間を定めて、その金属くずの保管を命ずることができる。

（立入り及び調査）

第17条　警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、金属くず回収業の営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り、金属くず及び帳簿等（第14条第２項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第24条第８号において同じ。）を検査し、関係者に質問することができる。

２　前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

３　警察本部長等は、必要があると認めるときは、金属くず回収業者から盗品等に関し、必要な報告を求めることができる。

（指示）

第18条　公安委員会は、金属くず回収業者又はその代理人等が、この条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反し、又はその金属くず回収業に関し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該金属くず回収業者に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第24条中「条例」を「条例に定めるもののほか、この条例」に、「北海道公安委員会規則」を「公安委員会規則」に改め、同条を第26条とする。

第23条中「代理人、使用人その他の従業者」を「代理人等」に改め、同条を第25条とする。

第22条中「又は拘留若しくは科料」を削り、各号を次のように改め、同条を第24条とする。

⑴　第５条第１項の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

⑵　第７条第１項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

⑶　第８条第１項、第10条第１項若しくは第２項、第11条、第13条第１項、第14条第２項又は第15条第４項若しくは第５項の規定に違反した者

⑷　第14条第１項の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者

⑸　第14条第３項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

⑹　第15条第２項の規定に違反して品触れに係る書面に到達の日付を記載せ

ず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかった者

⑺　第16条の規定による警察本部長等の命令に違反した者

⑻　第17条第１項の規定による立入り又は金属くず若しくは帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

⑼　第17条第３項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第21条の前の見出し及び同条を削る。

第20条中「北海道公安委員会規則」を「公安委員会規則」に改め、「ものとする」を削り、同条を第22条とし、同条の次に次の見出し及び１条を加える。

（罰則）

第23条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

⑴　第３条の規定に違反して許可を受けないで金属くず回収業を営んだ者

⑵　偽りその他不正の手段により第３条の許可を受けた者

⑶　第９条の規定に違反した者

⑷　第19条の規定による公安委員会の命令に違反した者

第19条の２第１項を次のように改める。

第３条の許可又は第５条第４項の再交付若しくは第７条第２項の書換えを受けようとする者は、次に掲げる手数料を納めなければならない。

⑴　金属くず回収業許可申請手数料　１件につき１万2,800円

⑵　金属くず回収業許可証再交付手数料　１件につき1,300円

⑶　金属くず回収業許可証書換え手数料　１件につき1,500円

第19条の２第２項中「記載事項の変更若しくは再交付」を「再交付若しくは書換え」に改め、同条を第21条とする。

第19条第１項中「営業」を「金属くず回収業」に改め、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加え、同条を第20条とする。

２　前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の１週間前までに、北海道行政手続条例第15条第１項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

第18条の次に次の１条を加える。

（営業の停止等）

第19条　公安委員会は、金属くず回収業者若しくはその代理人等がこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反し若しくはその金属くず回収業に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は金属くず回収業者がこの条例に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、当該金属くず回収業者に対し、その金属くず回収業の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その金属くず回収業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

附則第5項を次のように改める。

5　金属くずの対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である取引に関しては、平成29年4月1日から同年9月30日までの間は、第12条の規定は適用せず、第13条第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、金属くずの対価の総額が附則第5項の公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合は、当該記載を要しない」とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（金属くず商に関する経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の金属くず回収業に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の許可（以下「旧条例許可」という。）を受けている者は、この条例による改正後の金属くず回収業に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の許可を受けた者とみなす。

3　前項の規定により新条例第3条の許可を受けた者とみなされる者（以下「みなし新条例許可者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から1年を経過する日までの間に、公安委員会規則で定める書類及びその者の有する旧条例許可に係る旧条例第7条第1項の金属くず商許可証（以下「旧許可証」という。）を添付して、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）に新条例第5条第2項の許可証（以下「新許可証」という。）の交付の申請をしなければならない。この場合において、2以上の営業所について旧

条例許可を受けていた者は、全ての旧許可証を添付しなければならない。

4　前項の申請があったときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新許可証を交付するものとする。

5　前項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間は、同項に規定する旧許可証は、新許可証とみなす。

（金属くず行商に関する経過措置）

6　この条例の施行の際現に旧条例第５条の規定による届出をしている者であって、旧条例許可を受けていないものは、施行日から１年を経過する日（その者がその日以前に新条例第５条第１項の許可申請書を提出した場合にあっては、新条例第３条の許可又は新条例第５条第３項の規定による通知がある日）までの間は、なお従前の例により、業として、営業所を設けないで、金属くず回収業に関する条例第２条第１項に規定する金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することができる。

（標識に関する経過措置）

7　旧条例第11条の規定により掲げられた標識は、施行日から１年を経過する日（みなし新条例許可者がその日以前に新条例第５条第１項の許可申請書を提出した場合にあっては、新条例第３条の許可又は新条例第５条第３項の規定による通知がある日）までの間は、新条例第11条の規定により掲示された標識とみなす。

（みなし新条例許可者に対する許可の取消し等に関する経過措置）

8　みなし新条例許可者に対する新条例第６条の規定の適用については、施行日前の期間は同条第３号又は第４号の期間に算入せず、かつ、施行日から１年を経過する日までの間は、同条第２号中「該当していること」とあるのは、「該当し、かつ、金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第　　号）による改正前の金属くず回収業に関する条例第４条各号に掲げる者のいずれかに該当していること」とする。

9　この条例の施行前にした行為についてのみなし新条例許可者に対する新条例第19条の規定の適用については、同条中「違反し若しくはその金属くず回収業に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は金

属くず回収業者がこの条例に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したとき」とあるのは、「違反する行為をした場合において必要があると認めるとき」とする。

（旧条例の規定によりした行為に関する経過措置）

10　旧条例の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は旧条例の規定によりされている許可の申請その他の行為は、公安委員会規則で定めるところにより、新条例の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は新条例の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

（罰則）

11　附則第３項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

（罰則に関する経過措置）

12　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

説　　明

金属くず回収業の健全な発展に資するよう、金属くず回収業の許可に係る欠格事由に禁錮以上の刑に処せられた者等を加えるとともに、少額の取引に係る取引相手の身分確認を不要とする等の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 55 号　北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例案

北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例

北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５章　青少年の健全な育成を図るための措置（第19条・第20条）」を「第５章　青少年の健全な育成を図るための措置（第19条・第20条）
第５章の２　暴力団排除特別強化地域（第20条の２－第20条の４）」に改める。

第19条第１項第５号中「又は同法」を「、同法」に改め、「児童相談所」の次に「、同法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（同項の居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所又は同法第59条の２第１項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）」を加える。

第５章の次に次の１章を加える。

第５章の２　暴力団排除特別強化地域

（暴力団排除特別強化地域）

第20条の２　この章において「暴力団排除特別強化地域」とは、暴力団の排除を特に強力に推進する必要がある地域として次に掲げるものをいう。

⑴　札幌市中央区の南４条から南７条までのそれぞれ西２丁目から西６丁目までの地域

⑵　旭川市の２条通から４条通までのそれぞれ５丁目から８丁目までの地域

（特定接客業者の禁止行為）

第20条の３　次に掲げる営業（以下この章において「特定接客業」という。）を営む者（次項及び次条において「特定接客業者」という。）は、暴力団排除特別強化地域における当該特定接客業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から用心棒の役務（法第９条第５号に規定する用心棒の役務をいう。次項及び次条において同じ。）の提供を受けてはならない。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この項において「風適法」という。）第２条第１項に規定する風俗

営業

⑵　風適法第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業

⑶　風適法第２条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

⑷　風適法第２条第13項に規定する接客業務受託営業

⑸　風適法第２条第13項第４号に規定する酒類提供飲食店営業（午前０時から午前６時までの時間において営むものに限る。）

２　特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における当該特定接客業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受ける対償として又は当該特定接客業を営むことを容認させる対償として、財産上の利益の供与をしてはならない。

（暴力団員の禁止行為）

第20条の４　暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業に関し、特定接客業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

２　暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業に関し、特定接客業者から、用心棒の役務の提供をする対償として又は当該特定接客業を営むことを容認する対償として、財産上の利益の供与を受けてはならない。

第26条を次のように改める。

第26条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

⑴　第19条第１項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者

⑵　相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第20条の３の規定に違反した者

⑶　第20条の４の規定に違反した者

附　則

１　この条例は、平成29年７月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所（北海道暴力団の排除の推進に関する条例（以下「暴排条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団事務所をいう。以下同じ。）については、この条例による改正後の暴排条例第19条第１項（第５号（同号の児童福祉施設及び児童相談所に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、当該暴力団事務

所が、この条例の施行の日以後に他の暴力団（暴排条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。）のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

説　　明

近年の暴力団をめぐる情勢に鑑み、暴力団排除特別強化地域における特定接客業者及び暴力団員によるみかじめ料及び用心棒料の授受等を規制するとともに、暴力団事務所の開設等の規制区域を拡大することとするため、この条例を制定しようとするものである。